



令和4年度 保育所・認定こども園・地域型保育事業所 ご利用案内



もくじ

保育所等の一覧表 …… 1ページ

「保育所・私立認定こども園・地域型保育事業所」のご案内 …… 2ページ

- | | | | |
|-----------------|------|---------------|-------|
| 1. 保育所等について | 2ページ | 5. 利用手続きについて | 6ページ |
| 2. 保育必要量について | 2ページ | 6. 利用者負担額について | 10ページ |
| 3. 利用の事由と期間について | 3ページ | 7. 副食費について | 12ページ |
| 4. 提出書類について | 5ページ | | |

「公立認定こども園（印野こども園）」のご案内 …… 14ページ

- | | |
|-----------------------|-------|
| 1. 認定こども園について | 14ページ |
| 2. 短時間保育児の申込み・手続きについて | 14ページ |

その他（保護者の皆様へのお願い） …… 16ページ

保育所等の特別な保育について …… 18ページ

御殿場市



保育所等の一覧表

保 育 所

区分	保育園(所)名	所在地	電話番号	利用定員(名)	開所時間 (下段土曜日)※3	利用時間(保育必要量)		受入可能月齢		特別な保育			
						保育標準時間	保育短時間	2カ月~	3カ月~	延長	一時預かり	休日	病児病後児
市立	東	東田中496-1	82-0651	150	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	○	○	○	△※7	○	○
	西	萩原728-1	82-0530	135							△※7		
	原里第1	川島田71-3	82-0094	90							○		
	原里第2	神場646-47	89-0979	120							△※7		
	玉穂第1	栗沢1322-1	82-0841	93							△※7		
	玉穂第2	中畑1676-1	89-0098	90							○		
	高根第1	塚原880-3	82-0086	90							△※7		
高根第2	上小林431-1	89-3633	80	△※7									
私立	高根学園	西田中402-8	82-0539	120	7:00~19:00 (7:00~18:00)	※1	※2	○	○	○	△※7	○ (病後児)	
	富岳	大坂363-1	87-2550	140	7:00~19:00 (7:00~19:00)	○	○	○	○	△※7			
	双葉	保土沢500-3	89-2590	100	7:00~19:00 (7:00~17:00)	○	○	○	○	○			
	萩原	萩原477-11	83-8338	100	7:00~19:00 (7:00~18:00)	○	○	○	○	△※7			
	みなみ	萩原1193-21	83-7110	40	7:00~19:00 (7:00~19:00)	○※4	○	○	○	△※7			
	とらのこ	川島田1073-1	88-0223	90	7:00~19:00 (7:00~19:00)	○	○	○	○	○	○ (病後児)		
	みらい	新橋1555-1	78-6791	110	7:00~19:00 (7:00~18:00)	○	○	○	○	○	○		

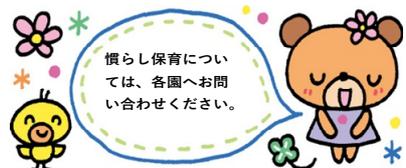
認定こども園

区分	認定こども園名	所在地	電話番号	利用定員(名)	開園時間 (下段土曜日)※3	利用時間(保育必要量)		受入可能月齢		特別な保育			
						保育標準時間	保育短時間	2カ月~	3カ月~	延長	一時預かり	休日	病児病後児
市立	印野こども園	印野1457-2	89-1694	長時間児 70	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 ※1	8:30~16:30 ※2	○	○	○	△※7	○ (病後児)	
				短時間児 40	9:00~15:30 (9:00~15:30)	9:00~15:30		3歳児~					
				保育所利用※5 250	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 ※1	8:30~16:30 ※2	○	○	○	○		
私立	山 認定こども園 すみれこども園 認定こども園 ぶらんこ	神山1692-4	87-1586	保育所利用※5 250	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 ※1	8:30~16:30 ※2	○	○	○	○	○ (体調不良児)	
				保育所利用※5 150	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 ※1	8:30~16:30 ※2	○	○	○	△※7		
				保育所利用※5 81	7:00~19:00 (標7:00~18:00 短8:30~16:30)	7:00~18:00 ※1	8:30~16:30 ※2	○	○	○	○		

特定地域型保育事業所

区分	事業所名	所在地	電話番号	利用定員(名)	開所時間 (下段土曜日)※3	利用時間(保育必要量)		受入可能月齢		特別な保育			
						保育標準時間	保育短時間	2カ月~	3カ月~	延長	一時預かり	休日	病児病後児
小規模 保育事業	にじのいろ 保育園 ちびっこ園 ※8 ちびっこ東園 スクルド エンジェル 東田中国 萩原ほんぼん 保育園 スクルド エンジェル 西田中国	東田中1181-1	81-0415	19	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 ※1	8:30~16:30 ※2	○	○	○	△※7	○	
		川島田812-1	84-0673	18	7:00~19:00 (標7:00~18:00 短8:30~16:30)	7:00~18:00 ※1	8:30~16:30 ※2	○	○	○	△※7		
		西田中4-1	70-7783	19	7:00~19:00 (標7:00~18:00 短8:30~16:30)	7:00~18:00 ※1	8:30~16:30 ※2	○	○	○	△※7		
		東田中1-5-20	78-7004	19	7:00~19:00 (7:00~19:00)	7:00~18:00 ※1	8:30~16:30 ※2	○	○	○	△※7		
		萩原628-2	78-6371	19	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 ※1	8:30~16:30 ※2	○	○	○	△※7		
		西田中500-10 ※R4.10月開園		11	7:00~19:00 (7:00~19:00)	7:00~18:00 ※1	8:30~16:30 ※2	○	○	○	△※7		
事業所内 保育事業	すずらん 託児所	上小林1527-19	78-6592	15 地域枠4 従業員枠11	8:00~18:00 (8:00~18:00)	8:00~18:00	8:00~16:00 ※6	○	○	○	△※7	○	

- ※1 【保育標準時間】18:00以降の利用は延長保育となります(有料)。なお、朝の延長保育はありません。(下図参照)
- ※2 【保育短時間】7:00~8:30及び16:30以降の利用は延長保育となります(有料)。(下図参照)
- ※3 土曜日の利用については、条件を付している場合があるため、直接園へお問い合わせください。
- ※4 みなみ保育園・小規模保育事業・すずらん託児所は、2歳児までの受け入れとなります。
連携施設(卒園後の入所施設)については、園にお問い合わせください。
スクルドエンジェル東田中国、西田中国・萩原ほんぼん保育園は、連携施設(卒園後の入所施設)の設定がありません
- ※5 神山認定こども園・すみれこども園・認定こども園ぶらんこの幼稚園部分については、直接園へお問い合わせください。(認定こども園ぶらんこは、満3歳児の受け入れはしていません)
- ※6 すずらん託児所は、保育短時間の16:00以降のみ延長保育を実施します。
- ※7 専用の部屋がない、または専属の保育士がいらないため、緊急時等のみの預かりになります。
- ※8 ちびっこ園は、食物アレルギー児への給食の提供はありません。
- ※9 スクルドエンジェル東田中国、西田中国・萩原ほんぼん保育園の延長保育利用料金は、
(標準時間)18:00~19:00(短時間)7:00~8:30、16:30~19:00すべて100円/30分です。



* 延長保育のイメージ (平日の市立保育所の例)

保育標準時間認定				保育短時間認定					
保育時間	保育標準時間の利用時間(11時間)	延長保育	利用料	保育時間	延長保育	保育標準時間の利用時間(8時間)	延長保育	延長保育	利用料
7:00	月額保育料	200円		7:00	100円	月額保育料	100円	200円	
			18:00 19:00						16:30 18:00 19:00

「保育所・私立認定こども園・地域型保育事業所」のご案内

1. 保育所等について

保育所等は、保護者の労働、病気や介護など様々な事情で子どもを家庭で保育できない（保育を必要とする）場合に、保護者に代わって保育を行い、健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。したがって、集団行動を体験させたい、幼児教育の場として利用したいというだけでは利用できません。保育所等を利用する場合は、市に「保育の必要性」の認定を申請し、市から「保育認定」と「保育必要量」の区分の認定を受ける必要があります。

2. 保育必要量について

保育所等を利用できる時間は、保護者の労働等の時間や利用の事由により、原則として次のいずれかに区分され、認定されます。

(1) 「保育標準時間」… 1日あたり最大11時間の利用（7:00～18:00）

保護者のいずれもが

- ・1月あたり、120時間以上かつ週30時間以上の労働等を常態としていること。
- ・妊娠中であるか、又は産後間もないこと。
- ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ・その他保育標準時間の保育が必要と認められる場合

⇒**保育標準時間**に認定されます。

(2) 「保育短時間」… 1日あたり最大8時間の利用（8:30～16:30）

保護者のいずれかが

- ・1日4時間以上かつ1月16日以上（1月あたり64時間以上）の労働等を常態としていること。
※令和3年度入所から、就労時間の下限が緩和されました。
これを保護者のいずれかが下回る場合、労働事由での保育所等の利用はできません。
- ・求職中であること。
- ・育児休業中であること。
- ・その他保育短時間の保育が必要と認められる場合

⇒**保育短時間**に認定されます。

!! check !!

保護者の一方が「保育短時間」に当たる場合、もう一方が「保育標準時間」に当たっていても「保育短時間」の認定となります。



3. 利用の事由と期間について

保育所等の利用を希望する児童の保護者（父母その他親権を行う者等）のいずれもが、次の事由のいずれかに該当した場合に、保育の必要性が認定され、保育所等が利用できます。

事由	内容	利用できる期間
労働	1日4時間以上（通勤時間は含まない。）かつ1ヵ月16日以上働いていること。もしくは、そのとおり働く予定があること。	①労働中の場合：労働している期間
		②労働予定の場合： 始 労働開始予定日の前月1日 （例）7/25労働開始 ⇒ 最速で6/1から利用可 ※1
		③育児休業から復職する場合： 始 復職予定日の前月1日 ※利用開始予定日の2ヵ月前から利用予約（利用できないが、席を空けておくこと）ができる （例）10/25復職 ⇒ 最速で9/1から利用可 ⇒ その場合7/1から予約可 ※2
妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。	始 妊娠期（母子手帳発行後） 終 出産日から起算して8週間経過する日の翌日が属する月の末日 ※3
疾病等	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 ※4	始 事由に該当したとき 終 事由から外れるまで
病人の介護等	同居又は別居の親族等を常時介護又は看護していること。 ※5	
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること。	
求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。 ※6	始 求職活動を開始したとき 終 求職活動を理由として入所した翌月の末日 ※7
就学	大学や専門学校等に在学又は職業訓練等に従事していること。	始 事由に該当したとき 終 事由から外れるまで
育児休業中	第2子以降の出産日に、 <u>すでに保育所等を利用している子どもが満3歳以上になっていること。</u> ※その子どもが引き続き利用できます。 新規の入所事由ではありません。	
65歳以上		始 満65歳になる月の初日
その他	上記以外で保育が必要な状態であると認められること。	始 終 個別事情により、認められる期間

※ 1 7月25日に就労開始の場合、6月1日、6月15日、7月1日、7月15日の中から利用開始日の希望ができます。なお、保育所等の利用決定後に利用開始日の変更はできません。

※ 2 市外の保育園等を希望の場合は、利用の予約ができません。また、年度をまたぐ予約はできません。

※ 3 「妊娠中又は出産日から起算して8週間経過する日の翌日が属する月の末日までの期間」の例は、以下の通りです。

7月1日（出産日）
8月25日（8週間経過する日）
8月26日（8週間経過する日の翌日）
8月31日（8週間経過する日の翌日が属する月の末日）

※ 4 「疾病等」には、具体的には以下のようなものが該当します。

- ・1ヵ月以上の入院や長期安静を要すること。
- ・週3回以上通院を要すること。
- ・身体障害者手帳4級以上を取得していること。
- ・療育手帳を取得していること。

※ 5 「病人の介護等」には、具体的には以下のようなものが該当します。

- ・1ヵ月以上の入院付き添いをする事。
- ・心身障害者の介護、通園、通院等に常時付き添うこと。
- ・半年以上、療養中の家族等を介護すること。

※ 6 **1月から3月は求職を理由として入園することはできません。**

※ 7 **保育所等に入所した翌月の末日までに利用事由に該当することを証する書類が提出されなかった場合は、退所となります。**



!! check !!

※利用事由に該当しなくなったときや、申請内容に虚偽があったときは、退所していただくことになります。

※保育所等を利用中、利用事由の状況について確認をさせていただくことがあります。

※利用事由を満たしていても、ご希望の保育所等の定員に余裕がない場合は利用できないことがあります。

なお、**利用は締切までにあった申込全体の中から優先度（点数）の高い順に決定されます。**

4. 提出書類について

※「」付きは、市の様式があります。() 内の○囲み数字は、様式の右上に付されている番号を表します。

- (1) 「利用申込書兼児童台帳」(①) … 1枚の用紙で、児童3人まで記入できます。
- (2) 「認定申請書」(②) … 1人の児童につき1枚提出してください。
- (3) 「家庭状況申立書」(③)
- (4) 「入園調査票」(④) … 1人の児童につき1枚提出してください。

(5) 利用事由を証する書類 (該当する書類を提出してください。)

労働	「就労(予定)証明書」(⑤) … 事業主の証明が必要です。また、個人事業主の場合、開業届や確定申告書類の提出を求められることがあります。 「育児休業等取得(復職)証明書」(⑥) … 事業主の証明が必要です。なお、育児休業から復職する場合はこちらの証明のみご提出ください。 「農業従事証明書」(⑦) … 労働内容が農業の場合は併せて提出してください。
妊娠・出産	A. 「求職中・出産に関する申立書」(⑨) B. 母子手帳の表紙の写し C. 母子手帳の分娩予定日がわかるページの写し
傷病等	身体障害者手帳又は療育手帳、医師の診断書等 ※診断書の場合は、子どもの保育ができないと判断できる記載が必要です。
病人の介護等	A. 「介護又は付き添いに関する状況申立書」(⑧) B. 介護を必要とする方の身体障害者手帳又は療育手帳、医師の診断書等
災害復旧	り災証明書等
求職活動	「求職中・出産に関する申立書」(⑨)
就学	A. 在学証明書の写し等 B. カリキュラムなどの就学日数・時間がわかる書類
育児休業中	「育児休業等取得(復職)証明書」(⑥) … 事業主の証明が必要です。
その他保育が必要であることが確認できる書類の提出をお願いすることがあります。 また、書類での提出が難しい方は、利用申込みの際に聞き取りさせていただくことがあります。	

——!! check!! ——

※ いずれも保護者それぞれの書類が必要です。申込み時に書類が揃わない場合は、原則受付できません。

- (6) 兄弟姉妹が私立幼稚園等を利用中の場合・園児と同じ世帯に、園児の兄弟姉妹がいない場合・出生等により、扶養する子どもが新たに3人以上となった場合
「園児の兄弟姉妹に関する届出書」(⑩)
- (7) 保護者が保育士・保育教諭として就労し、保育士等優先入所のための算定加算を受ける場合
「御殿場市保育士等の子どもの優先入所に関する誓約書」(⑪) … 制度の概要は、16ページを参照。
- (8) 「口座振替依頼書」(3、4、5歳児は提出不要) … 保育料の引き落とし口座です。市内に店舗がある金融機関に限ります。ゆうちょ銀行をご利用の場合は、ゆうちょ銀行専用用紙にご記入の上、銀行窓口へ直接提出してください。なお、提出がない場合、保育料は納付書払いとなります。

【個人番号(マイナンバー)提出のお願い】

効率的な事務作業と利用者の負担軽減を目的に、個人番号システムを利用した入所事務を実施しています。

- ①「認定申請書」に、申請児童及び保護者、同居する祖父母の個人番号をご記入ください。
- ②提出の際に、窓口で個人番号等の確認をさせていただきますので、以下の書類をお持ちください。

- A 申込児童の保護者お1人の個人番号カード又は通知カード
- B 窓口へ提出に来られる方の顔写真付身分証明書(運転免許証、個人番号カード等)

※個人番号の提出にご同意いただけない場合、またシステムでの情報照会ができない場合、課税証明書(有料)の提出を依頼することがあります。

③ 認定証及び保育所等利用決定（利用保留決定）通知書の送付

令和4年1月21日（予定）	認定証及び保育所等利用決定（利用保留決定）の通知書を文書にて通知します。（通知前のお問い合わせには応じられません。1月24日までに通知が届かない場合はお問い合わせください。なお、利用保留となった方には、2次募集のご案内をさせていただきます。）
---------------	---



④ 保育所等利用説明会の開催

令和4年3月中旬頃	各保育所等にて利用説明会を行います。 （利用説明会の日程は、③にてご案内させていただきます。）
-----------	--



⑤ 利用者負担額通知書の配付（0、1、2歳児のみ）

令和4年度入園式	利用する保育所等を通じて利用者負担額のご案内を通知します。 （入園式の日程は、③にてご案内させていただきます。）
----------	---

※希望する保育所等を利用できないことや、利用をお待ちいただくことがあります。あらかじめご了承ください

◎ 第2次募集 令和3年12月1日（水）～令和4年1月31日（月）

【対象】第1次募集で**利用保留となった方**（転園を除く）
新規利用の申込みで第1次募集期間に書類の提出が**間に合わなかった方**
御殿場市外に在住の方で市内の保育所等の利用を希望される方

① 認定申請書及び利用申込書等の提出

12月1日～令和4年1月31日	市役所保育幼稚園課で書類配布を行います。
-----------------	----------------------



② 認定証及び利用決定（利用保留決定）通知書の送付

令和4年2月18日（予定）	認定証及び保育所等利用決定（利用保留決定）の通知書を文書にて通知します。（通知前のお問い合わせには応じられません。2月21日までに通知が届かない場合はお問い合わせください。）
---------------	---



③ 保育所等利用説明会の開催

令和4年3月中旬頃	各保育所等にて利用説明会を行います。 （利用説明会の日程は、②にてご案内させていただきます。）
-----------	--



④ 利用者負担額通知書の配付（0、1、2歳児のみ）

令和4年度入園式	利用する保育所等を通じて利用者負担額のご案内を通知します。 （入園式の日程は、②にてご案内させていただきます。）
----------	---

◎ 第3次募集 ※最終締切 令和4年2月28日（月）

【対象】第1次及び第2次募集で**利用保留となった方**（転園を除く）
新規利用の申込みで第2次募集期間に書類の提出が**間に合わなかった方**

結果の連絡

令和4年3月中旬頃	利用が決まった方は、通知を送付します（第1次募集や第2次募集で申込み済みの場合、決まらなかった方には通知や連絡はありません）。 入園説明は、個別に保育所等と調整のうえ聞いてください。
-----------	--



利用者負担額通知書の配付（0、1、2歳児のみ）

令和4年度入園式	利用する保育所等を通じて利用者負担額のご案内を通知します。
----------	-------------------------------

*新規利用・転園・年度途中利用（9ページ）申込み時の注意

- ・選考は、申込書に記入していただいた保育所等のみで行います。記入のない保育所等での選考は行わないので、**可能な限り多くの保育所等を希望されることをおすすめします。**
- ・転園が内定した場合、現在在園している園（転園元）に別の方をご案内するため、転園元は退所となります。したがって、**転園の内定を辞退した場合は、元の園には戻れず、改めて利用申込みしていただくこととなりますのでご承知おきください。**
なお、年度途中転園の場合、毎月1日だけの入所対象となり、1月～3月の転園は原則できません。
- ・在園児の兄弟姉妹であっても、必ずしも優先的に利用できるわけではありません。
- ・内定した保育所等をキャンセルする場合、園やほかの申込者に迷惑をかけるので、希望園は慎重に選定してください。

(2) 継続の場合（現在利用している施設を、令和4年4月1日以降も継続して利用）

- ・在園している保育所等で継続の申込用紙等を配布します。
 - ・継続の申込用紙等は、11月19日（金）までに、在園している保育所等に提出してください。
 - ・**在園している児童以外（兄弟姉妹）の新規申込がある場合は、在園している児童分も含め、保育幼稚園課に書類を提出してください。**
 - ・市外の保育所等を利用している方は、保育幼稚園課に書類を提出してください。
- ※**継続の場合、継続利用を決定する通知類の発送はありません。**

<参考> 令和4年度 生年月日別の歳児区分



生年月日	歳児区分
令和3年4月2日生まれ～	0歳児
令和2年4月2日生まれ～令和3年4月1日生まれ	1歳児
平成31年4月2日生まれ～令和2年4月1日生まれ	2歳児
平成30年4月2日生まれ～平成31年4月1日生まれ	3歳児
平成29年4月2日生まれ～平成30年4月1日生まれ	4歳児
平成28年4月2日生まれ～平成29年4月1日生まれ	5歳児

4月1日時点の年齢で決まります。

途中で誕生日を迎えても、年度内（令和4年4月1日～令和5年3月31日）は同じ歳児区分です。

(3) 年度途中で新規・転園の場合 (令和4年度の途中から新規に利用を希望・転園を希望)

定員に空きがある保育所等について、以下の日程で利用の選考を行います。利用申込みは随時受け付けていますが、申込みから利用開始までに最短でも2週間以上かかりますのでご注意ください。

利用事由、利用が可能な期間については3、4ページをご覧ください。

* 年度途中の利用申込み受付日程 *

	利用開始日	申込み締切日
4月	4月15日(金)	3月31日(木)
5月	5月1日(日)	4月15日(金)
	5月15日(日)	4月28日(木)
6月	6月1日(水)	5月13日(金)
	6月15日(水)	5月31日(火)
7月	7月1日(金)	6月15日(水)
	7月15日(金)	6月30日(木)
8月	8月1日(月)	7月15日(金)
	8月15日(月)	7月29日(金)
9月	9月1日(木)	8月15日(月)
	9月15日(木)	8月31日(水)
10月	10月1日(土)	9月15日(木)
11月	11月1日(火)	10月14日(金)
12月	12月1日(木)	11月15日(火)
令和5年1月	1月1日(日)	12月15日(木)
2月	2月1日(水)	1月13日(金)
3月	3月1日(水)	2月15日(水)

<注意事項>

※土曜日、日曜日、休日及び年末年始(12月29日～1月3日)は受付ができません。

※10月以降の年度途中入所は、各月1日のみとなります。

※申込み締切日までに必要書類をすべて揃えて提出された方が選考の対象となります。

※市外の保育所等は月途中の入所ができません。各月1日のみの入所となります。

※**1月から3月に入所した場合の入所期間は、令和5年3月末までとなります。**4月以降も同じ保育施設を利用できるとは限りません。(翌年度については、継続児ではなく新規の入園児として選考をしますので、翌年度分の申込みをする必要があります。)

<参考> 年度途中入所で毎月1日のみ
対象となる入所パターンまとめ

- ① 10月以降(全ての入所事由)
- ② 市外の保育所等に入所する場合
- ③ 求職活動を入所事由とする場合
- ④ 転園の場合(所定の用紙がありますのでお問い合わせください)

※③④は、1月～3月の入所はできません。

* 8ページ上部「新規利用・転園・年度途中利用申込み時の注意」もご覧ください

求職活動及び転園で入所申込みが可能な日

(4) 定員に空きが無く、希望する保育所等の利用ができなかった場合について

・申込み後は、最初の選考結果のみを文書で通知します。希望する保育所等の利用ができない場合も同様です。

その後は、利用が決定した場合にのみ通知します。

・利用申込書は、自動的にその後の利用選考(空き待ち)の対象となります。その後の利用選考を希望されない場合は、利用申込書の「確認事項」欄の「利用申込みを取り下げる」の部分にチェックしてください。

・次の場合は、保育幼稚園課まで必ず届出をしてください。

- ① 利用申込みを取り下げたいとき(幼稚園に入所したとき等)
- ② 利用を希望する保育所等を変更・追加したいとき
- ③ 家庭の状況が変わったとき(婚姻等)
- ④ 保育所等の利用事由(3ページ)が変わったとき
- ⑤ 住所、氏名、電話番号が変わったとき

※上記の届出がない場合には利用ができなくなる事がありますので、必ず届け出てください。

6. 利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）とは、保育所等にかかる経費の一部を各家庭で負担していただくものです。令和元年10月よりスタートした幼児教育・保育の無償化により3、4、5歳児の利用者負担額は無料となります。0、1、2歳児の利用者負担額については、以下をご覧ください。

(1) 保育料の金額について

- ・保育料の金額は、保護者（原則両親。祖父母の場合もあり。）の市区町村民税額、保育必要量で決まります。
- ・金額の詳細は、13ページの「御殿場市保育料基準額表」をご覧ください。
- ・市区町村民税額の算出の際は、税額控除（住宅借入金等特別控除や寄付金控除など）は適用しません。

以下に該当する方は、必要書類の提出（必要な手続き）をお願いします。

- 課税に必要な申告等を行っていない方
⇒確定申告、市民税申告等、必要な申告を行ってください。
- 海外に居住していた等、日本で課税がされていない方
⇒収入の状況（給与明細等）により市民税相当額を計算しますので、収入や控除額がわかる書類（給与証明等）を提出してください。

※住民税額がわからない場合は、最高額（D10階層）における保育料に仮決定させていただき、資料の提出等があり次第、遡って料金を本決定します。なお、年度が変わってから（令和5年度になってから）令和4年度分の保育料を遡って変更することはできません。

(2) 保育料の納入方法について

【納入方法】口座振替

御殿場市指定の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、利用申込み時に提出するか、振替口座がある金融機関（市の取扱金融機関に限る。）に直接提出してください。

- ※ **在園児の兄弟姉妹が新たに入園する場合は、改めて口座振替の申込みをする必要はありません。**
（ただし、同時に在園することになる場合に限りです。）

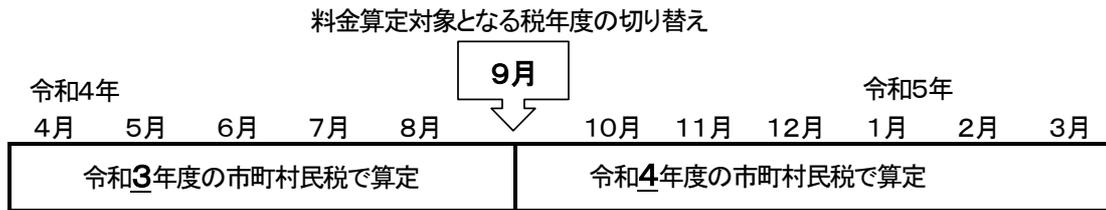
☆注意事項

- ・口座振替は、当月分の保育料をその月の末日に振替えます。（例：4月分→4月30日振替）
ただし、12月の振替日は、末日ではなく25日頃となります。
- ・金融機関が休業日の場合は、その翌営業日に振替えます。
- ・口座振替は申込みをした日の翌月又は翌々月からとなります。
- ・振替できない場合は、月の中旬頃に送付される納付書で直接金融機関に納めて下さい。
- ・**神山認定こども園、すみれこども園、認定こども園ぶらんこ、にじのいろ保育園、ちびっこ東園、ちびっこ東園、すずらん託児所、市外の私立保育園以外の施設（私立認定こども園など）を利用する場合は、直接施設（市外の公立保育園等を利用する場合は、施設のある市区町村。）に保育料を納付していただきますので、御殿場市の「口座振替依頼書」をご提出いただいても振替ができません。**

(3) 保育料の算定年度の切り替え・変更について

① 保育料の算定税年度の切り替えについて

4～8月分までは令和3年度、9～3月分までは令和4年度の市区町村民税を基に計算します。



② 保育料の変更について

- ・確定申告などにより税額が変更になった場合は、申し出があった翌月分の保育料から変更になることがありますので、保育幼稚園課までご連絡ください。
- ・入所児童の世帯状況などに変更があった場合は、利用施設又は保育幼稚園課へ届出をお願いします。そのような場合には翌月から保育料が変更となる場合があります。
<例：結婚した、離婚した、障害をお持ちの方と同居することになった など>

(4) 利用者負担額（保育料）の軽減制度について

次の状況に該当すると保育料が軽減されます。

ただし、申請しないと軽減を受けることができない場合もありますのでご注意ください。

① ひとり親世帯又は在宅障害児(者)がいる世帯（以下、「ひとり親世帯等」といいます。）で、かつ、市区町村民税額が一定以下の場合

市区町村民税所得割額 77,101 円未満のひとり親世帯等は、保育料が以下のとおり軽減されます。

- ◎ B 階層（市区町村民税非課税世帯）のひとり親世帯等場合
→ 利用児童の保育料が無料になります
- ◎ 上記以外の市区町村民税所得割額 77,101 円未満相当のひとり親世帯等の場合
→ 13 ページの表とは異なる金額になります。詳しくは、保育幼稚園課までお問い合わせください。

《子どもが 2 人いる場合》

② 同一生計の扶養する子どもが 2 人いて、かつ、市区町村民税額が一定以下の場合

市区町村民税 57,700 円未満の世帯に該当すると、子どもの年齢に関係なく、利用児童が、同一生計の扶養する上の子どもから数えて第 1 子にあたり全額、第 2 子では半額になります。また B 階層（市区町村民税非課税世帯）の世帯の場合は、第 1 子が全額、第 2 子が無料になります。

③ 上記②以外の世帯で、小学校就学前の兄弟姉妹が幼稚園等を利用している場合

同じ世帯で、入所児童の未就学の兄弟姉妹が幼稚園・保育所・認定こども園・特定地域型保育事業所・特別支援学校幼稚部等に通園・入所している場合又は児童発達支援（富岳学園等）を利用している場合は、第 1 子が全額、第 2 子が半額となります。

※なお、兄弟が私立の幼稚園や富岳学園（保育幼稚園課に利用申込みをしない施設）に通園する（している）場合は「園児の兄弟姉妹に関する届出書」の提出が必要です。

《子どもが 3 人以上いる場合》

③ 同一生計の扶養する子どもが 3 人いる場合

扶養している子どもが 3 人以上いると、年収や子どもの年齢に関係なく、利用児童が、保護者が扶養する年齢が上の子どもから数えて第 1 子にあたり保育料が全額、第 2 子では半額、第 3 子以降であれば無料になります。

重要 料金算定の対象者と申請が必要な場合について

- ・軽減措置は、同じ世帯内に住民登録がある兄弟姉妹のみ算定対象としています。
- ・扶養している子どもが、進学等で市外に住民票がある場合や世帯分離をしている場合は申請により算定対象となります。（兄弟姉妹が同じ世帯内にいる場合は、申請は原則不要です。）
- ・該当する場合は、保育幼稚園課へ次の書類をご提出ください。
 - (1) 園児の兄弟姉妹に関する届出書（保育幼稚園課へご提出ください。）
 - (2) 世帯外に住む子どもの健康保険証のコピー（扶養していることが確認できるもの）また、出生などで扶養する子どもが新たに3人以上となった場合も申請が必要です。該当する場合は、『(1) 園児の兄弟姉妹に関する届出書』をご提出ください。

(5) 保護者以外の市区町村民税で保育料を算定する場合について

保育料は保護者の市区町村民税により決まりますが、次の全てに該当する場合は世帯の生計主宰者（祖父等）の市区町村民税により決定する場合があります。

- ①保護者の、保育料の計算の基となる市区町村民税が非課税であること。
- ②保護者の、収入見込みが年間93万円（市民税非課税）以下であること。

※上記の条件に該当し、世帯の生計主宰者の市区町村民税により保育料が決定した場合にも、保護者の就労状況・就労先に変更があり、収入見込みが年間93万円（市民税非課税）を超える場合、その収入見込みが分かる書類及び保護者の申し出により、申し出の日の翌月の保育料から、保護者の市区町村民税により算定し直します。

詳細については、保育幼稚園課までお問い合わせください。

7. 副食費について

幼児教育・保育の無償化により3、4、5歳児の利用者負担額は無料となりますが、給食の材料にかかる費用（副食費）は、保護者負担となります。副食費は施設ごとに設定し、施設に直接お支払いとなります。金額や徴収方法についての詳細は利用する施設にご確認ください。

なお、多子の世帯や課税状況によっては、副食費が免除される場合があります。対象となる児童については、別途通知をさせていただきます。

※0、1、2歳児の給食の材料にかかる必要は利用者負担額の中に含まれています。



0、1、2歳児

保育所等利用者負担額基準額表（月額）

（単位：円）

階層 区分	定義		0、1、2歳児	
			標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯		0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0
C	1	均等割額のみの世帯	9,000 (4,500)	9,000 (4,500)
	2	市町村民税所得割額 48,600 円未満	13,000 (6,500)	12,800 (6,400)
D 【 市町村民税所得割額 】	1	48,600 円以上 62,000 円未満	17,000 (8,500)	16,700 (8,350)
	2	62,000 円以上 97,000 円未満	20,500 (10,250)	20,200 (10,100)
	3	97,000 円以上 128,000 円未満	27,000 (13,500)	26,500 (13,250)
	4	128,000 円以上 169,000 円未満	34,000 (17,000)	33,400 (16,700)
	5	169,000 円以上 199,000 円未満	39,000 (19,500)	38,300 (19,150)
	6	199,000 円以上 261,000 円未満	43,000 (21,500)	42,300 (21,150)
	7	261,000 円以上 301,000 円未満	46,000 (23,000)	45,200 (22,600)
	8	301,000 円以上 339,000 円未満	50,000 (25,000)	49,100 (24,550)
	9	339,000 円以上 397,000 円未満	54,000 (27,000)	53,100 (26,550)
	10	397,000 円以上	57,000 (28,500)	56,000 (28,000)

・同一生計の扶養する子どもが2人以下かつ所得割額が57,700円以上の場合、
保育所、幼稚園等に入所する小学校就学前までの子どもを最年長から数えて次の金額となります。

1人目…全額 2人目…（ ）内の金額

・同一生計の扶養する子どもが3人以上または所得割額が57,700円未満の場合
扶養する子ども（年齢制限なし）を最年長から数えて次の金額となります。

1人目…全額 2人目…（ ）内の金額 3人目以降…無料

・ひとり親などの保育料の軽減制度の詳細は11ページをご覧ください。



「公立認定こども園（印野こども園）」のご案内

1. 認定こども園について

認定こども園は、保育を必要とする0歳児から5歳児の乳幼児（長時間保育児）と、御殿場市に住所のある3歳児から5歳児の幼児（短時間保育児）を受け入れ、保育・教育を一体的に行う機能をもった施設です。

長時間保育児 … 保育所利用（保育を必要とする0歳児から5歳児の乳幼児）

短時間保育児 … 幼稚園利用（御殿場市に住所のある3歳児から5歳児の幼児）

！！check！！
長時間保育児の利用は、原則として保育所と同様です。3ページから13ページをご覧ください。

2. 短時間保育児の申込み・手続きについて

(1) 利用申込みの対象児

御殿場市に住所のある、3、4、5歳児



(2) 利用申込み、利用の決定等

①令和4年4月1日より利用を希望する場合

→募集期間は、保育所（長時間保育児）と同様です。

■申込み用紙配布：令和3年10月1日（金）～ 御殿場市役所東館1階 保育幼稚園課

■第1次募集：令和3年10月1日（金）から令和3年11月30日（火）まで
必ずお子さんをお連れの上、御殿場市役所東館1階 保育幼稚園課へお越しください。

*集中受付 令和3年11月2日（火）10時30分から11時30分まで
御殿場市役所東館2階 201、202、203会議室

■第2次募集：令和3年12月1日（水）から令和4年1月31日（月）まで
御殿場市役所東館1階 保育幼稚園課

※第1次募集に間に合わなかった方が対象となります。なお、受け入れに余裕がない場合及び第1次募集で入所待ちが発生している場合は、第2次募集は行いません。

■利用の決定（書面にて通知します。）

・利用希望者全員を受け入れ可能な場合、12月下旬頃に全員の利用が決定します。

・利用希望者が多く、全員の受け入れが出来ない場合、抽選を行い利用の決定をします。

日時：令和3年12月15日（水）午前10時から

場所：御殿場市役所東館2階 201、202会議室

- ・当日は、保護者等の出席をお願いします。
- ・利用希望者の兄弟及び姉妹が、令和3年度に印野こども園の0歳児から4歳児に在園し、引き続き印野こども園に入園希望の場合は、利用が優先されます。
- ・抽選の結果受け入れが出来なかった方は、令和4年度中は待機となります。空きが出た場合には、保育幼稚園課から連絡します。
- ・待機をキャンセルされる場合は、保育幼稚園課までご連絡ください。
- ・第2次募集についても、抽選を行う場合は、書面で連絡します。

②年度途中から利用を希望する場合

令和4年度の途中から利用を希望する場合は、利用したい月の前月15日（市役所の閉庁日の場合は、直近の開庁日）までに、申込み書類を提出して下さい。

受入れに余裕がある場合及び待機が発生していない場合に、各月の1日からご利用が可能です。応募者多数の場合は抽選になります。

（3）短（長）時間保育児から長（短）時間保育児の利用変更を希望する方

短時間保育児（幼稚園的利用）から長時間保育児（保育園的利用）又は長時間保育児から短時間保育児への利用変更を希望する場合は、利用したい月の前月15日（市役所の閉庁日の場合は、直近の開庁日）までに、必要な書類を添えて申込書を提出して下さい。選考により入所が可能な場合（長時間保育児から短時間保育児への変更は書類審査のみ）は、利用したい月の1日から変更となります。なお、前月15日を過ぎてから長時間保育児から短時間保育児への利用変更が必要となった場合は、園と相談し変更の可否を判断します。

また、入所日より前に利用変更は出来ません。入所日前に利用変更を希望する場合は決定をキャンセルのうえ、再申請となります。（内定については、一度取り消しとなるため、入所出来なくなる場合があります。）

（4）利用者負担額について

幼児教育・保育の無償化により利用者負担額は無料となりますが、給食の材料にかかる費用（副食費）は、保護者負担となります。金額や徴収方法についての詳細は入所の際にご確認ください。

なお、多子の世帯や課税状況によっては、副食費が免除される場合があります。対象となる児童については、別途通知をさせていただきます。



その他（保護者の皆様へのお願い）

1. 各種変更の届出

保育園の利用事由、住所（市内での転居も含む）、家族構成、勤務先等に変更があったときは、利用している保育施設、又は保育幼稚園課に届け出てください。

2. 退所

保育所、認定こども園、特定地域型保育事業所を退所するときは、すみやかに利用している保育施設、又は保育幼稚園課に利用中止届出書（退所届）及び認定証を提出してください。

ご本人の都合により登園しない場合でも、利用中止届出書（退所届）の提出がない場合は利用者負担額の納入義務が生じます。

・**月の途中で退所する場合は利用者負担額が日割となりますので、退所する月の10日までに届け出てください。**

（11日以降に届出があった場合は、末日付けでの退所扱いとなります。）

・特に**3月途中**での退所を希望される方は、お手数ですが事務の都合上**2月中**に申し出てください。

市外の保育所等を利用している場合は、月の途中で退園することができません。

～次のようなときは退所していただきます～

○保護者が退職等により3ページの利用事由を満たさなくなったとき（5歳児を除く）

※ただし、再び労働をする意思があり、求職活動をされる場合は退職した日の2ヵ月後の月末までは「求職活動」を利用事由として保育所等の利用が可能です。この期間中に就労（予定）証明書を提出していただけない場合は退所となります。

（例）8月中に退職 → 9・10月は保育所等の利用が可能。

→ 10月末までに「就労（予定）証明書」（※この場合、遅くとも12月中に働き始めるという証明）の提出がないと10月末で退所

○御殿場市から転出したとき

転出先市町村で手続きすることで継続入所が可能な場合があります。

○母親が第2子以降の育児休業に入ったとき

ただし、第2子以降の出産日に、保育所を利用している児童が満3歳になっている場合は、そのまま継続して入所することができます。満3歳に満たない場合は一度退所していただき、育児休業復職時に再度申込みをしていただきます。

○その他、家庭で児童の保育ができるようになったとき

3. 保育士・保育教諭の子どもの優先入所実施

全国的な保育士不足の中、御殿場市では一人でも多くの子どもが保育所等を利用できるよう、保育士又は保育教諭として就労している、又は就労を予定している方の子どもについて、所定の基準を満たした場合の優先入所を実施しています。

詳しい内容は、保育幼稚園課までお問い合わせください。

※この取扱いは、昨今の保育士等の不足により、保育受入枠を限定せざるを得ない場合があることに対応する緊急的な措置であり、保育士等の子どもの入所を確実に保証するものではありません。

4. 入所申し込みのポイント

○保育所の選び方について

保育施設によって個性は様々です。御殿場市では、保護者の方の保育施設選びの一助となるよう、「入園のしおり」等を配布しておりますが、掲載されている情報はほんの一部にすぎません。事前に見学等に行き、各保育施設の特色を確かめていただき、家庭のニーズに応じた園をお選びいただくことが重要です。

<参考> 厚生労働省「よい保育施設の選び方 十か条」

- | | |
|---------------|------------------|
| 一 まずは情報収集を | 六 保育する人の様子を見て |
| 二 事前に見学を | 七 施設の様子を見て |
| 三 見た目だけで決めないで | 八 保育の方針を聞いて |
| 四 部屋の中まで入って見て | 九 預けはじめてからもチェックを |
| 五 子どもたちの様子を見て | 十 不満や疑問は率直に |
- 厚生労働省 HP より抜粋

○希望園の数について

全国的な待機児童発生が問題となる中、御殿場市でも、歳児によっては希望園に入所しづらい状況となっています。入所選考では、入所可能枠がある限り、順位に関係なくすべての希望園で選考を行います。複数の園でほかの希望者よりも優先順位が高かった場合は、その中で希望順位が一番高い園に内定となります。したがって、**保育施設の希望を1カ所（単願）**とすることで、**優先順位が上がり、入所しやすくなるということはありません**。できるだけ入所していただくためには、**通うことのできる範囲**で複数の保育施設を希望していただくことをお勧めします。また、現在入園可能人数が0の場合でも、転園・退園などで空きが出ることがあります。空きの有無にかかわらず、希望していただくことをお勧めします。

○よくある事例・Q&A

◇「保育所では入れるといわれたのに、なぜ保留となったのか。」

→入所選考は、保育所ではなく市役所で行います。締切までに市役所にあった申込全体の中から優先度（点数）の高い順に決定されます。（認定こども園の幼稚園部分を除く）

◇「下の子の育休に入るとき、上の子は保育所を退所しなければいけないのか。」

→より多くの方の保育の必要性に対応するため、育休を取得する場合、下の子の出産日現在で入所中の上の子の年齢が満3歳を迎えていない場合は退所していただきます（16ページ参照）。なお、育休復職時の申込の際は、点数の加点があります（入所を保証するものではありません）。

◇「市役所や保育園に切実さを訴えれば、入所できるかもしれない。」

◇「市議会議員、国会議員、地域の有力者等の紹介者を通して依頼すれば入所できるのか。」

→入所選考は、条例・規則等に基づき、客観的な選考基準に従って公正に行い、すべて記録されるため、職員が恣意的に選考できる余地はありません。したがって、切実さを訴えれば入所できるということではありません。また、紹介者の方にも基準などをご説明し、理解をしていただくこととなります。紹介者の方は、仕組みは理解されていても、申込者のお気持ちを受け止め、市に連絡されることとなりますが、ご負担をおかけすることとなります。

保育所等の特別な保育について

*一覧は1ページ参照

① 延長保育（実施園：保育所全園、認定こども園の長時間保育児、特定地域型保育事業所）

通常の利用時間以外の時間に、保育を実施する事業です。

・利用料金：100円～200円/回（利用する時間帯によって異なります。）

※すずらん託児所は、保育短時間認定児のみ延長保育があります。（開所時間：8：00～18：00）

② 一時預かり保育（実施園：全園）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

・利用料金：0、1、2歳児（学年齢） 1,600円

3、4、5歳児（学年齢） 900円 ※注意

・利用日数：15日以内/月

・利用時間：8：30～17：00

※通常保育業務に支障がない範囲でのお預かりとなるため、お預かりできない場合があります。

利用申込みや空き状況の照会は、各園にお問い合わせください。

※印野こども園の短時間保育在園児は、一時預かり保育事業の利用はできません。



③ 休日保育（実施園：富岳保育園、とらのご保育園、みらい保育園、すずらん託児所）

日曜及び祝日に、保育を実施する事業です。

・利用時間：通常の利用時間と同様

※詳細は実施している保育所にお問い合わせください。

④ 病児保育（実施園：みらい保育園）

病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合に、専用スペースで、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。出席停止期間中はお預かりできません。

・利用料金：2,000円/日（実施している保育所に入所している場合は無料） ※注意

・利用時間：8：00～17：00

※詳細は実施している保育所にお問い合わせください。



⑤ 病後児保育（実施園：富岳保育園、とらのご保育園、みらい保育園）

病気の「回復期」ではあるものの、集団保育が困難な場合に、専用スペースで、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。出席停止期間中はお預かりできません。

・利用料金：2,000円/日（実施している保育所に入所している場合は無料） ※注意

・利用時間：8：00～17：00

※詳細は実施している保育所にお問い合わせください。

（すみれこども園は、在園児のみを対象に保育できる体調不良児対応型保育を実施しています。）

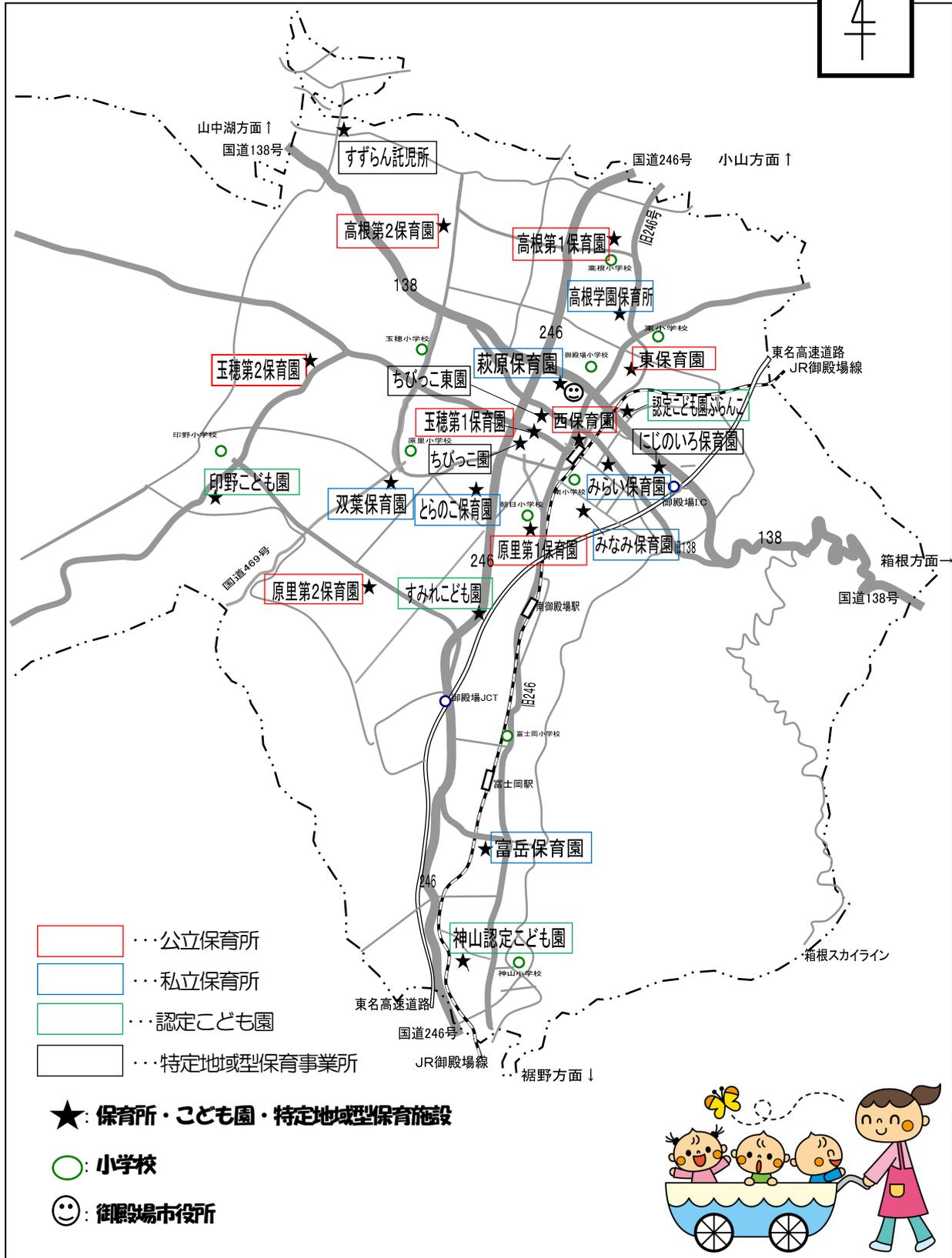
新型コロナウイルス感染症の影響により、お預かりできない場合がございます。

※注意

無償化により、3、4、5歳児は、利用前に市による「保育の必要性の認定」があれば無料になります。
（一時預かり保育は副食費のみ負担）

保育所等マップ

4



御殿場市福祉事務所 保育幼稚園課

〒412-8601 御殿場市萩原483番地 (市役所東館1階)

☎ 0550-82-4126

